

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年4月30日認可した。

平成21年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 吉井地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 赤池上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 江畑西地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 乙井地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 大井手地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 広袖地区